

出店者用

熊本市

令和4年度（2022年度）

二次募集

熊本市新型コロナウイルス感染症
緊急空き店舗対策事業費補助金募集要領

【新規出店者支援事業】



1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により増加した商店街の空き店舗を解消し、本市商業の振興を図るため、中小企業者が補助対象となる空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業のいずれかの店舗を出店する事業に対して、改装費等の一部を補助します。

2. 募集期間

令和4年（2022年）7月1日（金）～ 令和4年（2022年）12月28日（水）[17時必着]

※土日・祝祭日等を除きます。

※先着順に受付・審査を行います。

予算を超える申込があった場合は、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

3. 補助対象となる空き店舗

次の(1)～(4)のすべての要件を満たす空き店舗が補助対象となります。

(1)熊本市内の**商店街団体がある地区**に所在する**建物の地下1階部分から地上2階部分**までに位置する店舗

※アーケードに面する建物にあつては、建物の地下1階部分からアーケードの天井より低い部分に位置する店舗であれば対象

※商店街団体がある地区は、[熊本市ホームページの商店街マップ](#)でご確認ください。

ご不明な場合は、店舗住所をご確認の上、商業金融課へお尋ねください。

(2)補助金の申込者が当該空き店舗の賃貸借契約を締結した時点において、賃貸物件として募集開始から**90日以上経過している空き店舗**であること

(3)商業施設等のテナント型店舗でないこと

(4)交付決定前に**事業活動を開始していない店舗**であること

4. 補助対象者

補助対象となる空き店舗に出店する中小企業者で、次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 令和4年(2022年)4月1日以降に空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結した事業者
(ただし、空き店舗の所有者本人が出店する場合等、特別な事情がある場合は、この限りではない。)
- (2) 熊本市内の商店街の地区からの移転でない事業者
- (3) 空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む事業者 (商店街団体から推薦がある場合は、上記以外の業種も対象となります。)



ただし、次に該当する場合は、補助対象となりません。

- 市税の滞納がある場合 (新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者は除く。)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第5項から同条第10項の対象となる営業を行う場合
- 政治活動又は宗教活動を行う場合
- 熊本市暴力団排除条例 (平成23年条例第94号) 第2条第1号から第3号までの規定に該当する場合

▼ 小売、飲食、サービス業とは、下表に該当する業種をいいます。

※開業に際して、法律に基づく資格等が必要な場合には、必ず当該資格を取得してください。

区分	日本標準産業分類上の分類
小売業 飲食業	大分類I (卸売業、小売業) のうち 中分類56 (各種商品小売業) 中分類57 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58 (飲食料品小売業) 中分類59 (機械器具小売業) 中分類60 (その他の小売業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類76 (飲食店) 中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G (情報通信業) のうち 中分類38 (放送業) 中分類39 (情報サービス業) 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類412 (音声情報制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K (不動産業、物品賃貸業) のうち 小分類693 (駐車場業) 中分類70 (物品賃貸業) 大分類L (学術研究、専門・技術サービス業)

大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）

5. 補助対象経費

令和5年3月31日までに改装工事及び支払が完了する次の経費が補助対象となります。

(1) 店舗の改装に要する内装、外装、設備等の工事費

⇒「設備」とは、店舗の外壁、内壁、床又は天井に固定されるもので、設置に伴い工事を必要とするもの（店舗の看板、照明、シンク、トイレ、カウンター、空調設備等）です。

- (2) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費
- (3) 上記(1)に伴う設計費
- (4) 家賃（上限2か月分）
- (5) 礼金
- (6) 仲介手数料
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの



上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- (1) 備品、消耗品の購入・設置に係る費用
- (2) 交付決定前に契約または着工している改装費等（当該空き店舗の賃貸借契約に当たり、交付決定前に支払う必要のある家賃、礼金及び仲介手数料を除く。）
- (3) 建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費
- (4) 以下のいずれかに該当する者の家賃、礼金及び仲介手数料
 - ア 空き店舗の所有者本人
 - イ 空き店舗の所有者が個人の場合には2親等以内の親族である者
 - ウ 空き店舗の所有者が法人である場合には役員または従業員の身分を有する者
- (5) 消費税及び地方消費税
- (6) 国、県その他の団体の補助又は熊本市の他の補助制度において補助を受けている場合の同一補助対象経費

6. 特例的に補助対象となる方

交付決定前に事業活動を開始している店舗については本補助金制度の対象外としていますが、以下に該当する方については二次募集において一部経費の補助を行います。

○補助対象となる空き店舗

(1) 熊本市内の商店街団体がある地区に所在する建物の地下1階部分から地上2階部分までに位置する店舗

※アーケードに面する建物にあつては、建物の地下1階部分からアーケードの天井より低い部分に位置する店舗であること

※対象となる地区は、商店街マップでご確認ください。

(2) 補助金の申込者が当該空き店舗の賃貸借契約を締結した時点において、賃貸物件として募集開始から90日以上経過している空き店舗であること

(3) 商業施設等のテナント型店舗でないこと

(4) 令和4年(2022年)4月1日～令和4年(2022年)6月30日に店舗の賃貸借契約を締結した方

(5) 出店した店舗が「店舗面積40坪以上の路面店」又は「路面店以外の店舗」に該当する方

○補助対象者

上記4. 補助対象者と同じ要件を満たす方

○補助対象経費

上記5. 補助対象経費のうち、

(4) 家賃(上限2か月分)

(5) 礼金

(6) 仲介手数料 のみが補助対象経費となります。

7. 補助率・補助限度額

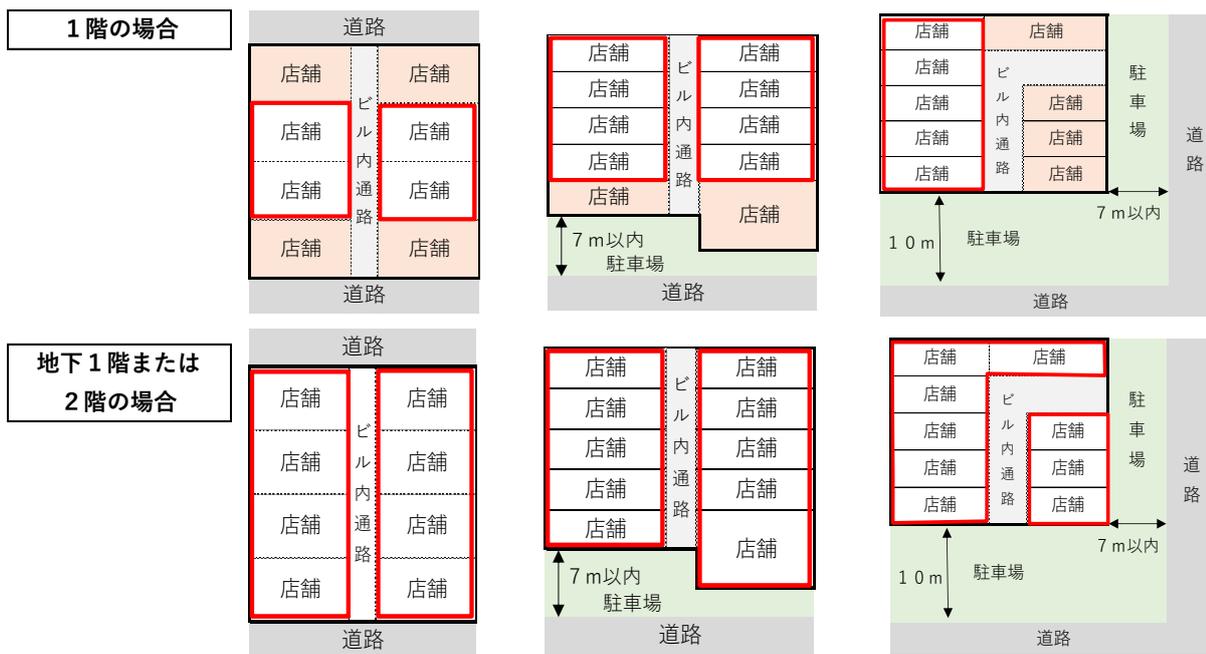
補助率・補助限度額は以下の表のとおりです。

対象店舗	店舗面積	補助上限額	補助対象経費	
			通常分	特例
①路面店 (道路から概ね7mの範囲内1階空き店舗)	40坪未満	150万円	(1) 店舗の改装に要する内装、外装、設備等の工事費 (2) 既存設置物の処分費 (3) 設計費	-
	40～60坪未満	200万円		
	60坪以上	300万円		
②路面店以外の地下1階～地上2階の店舗 (アーケード内では、アーケードより低層階の店舗も対象)	一律	100万円	(4) 家賃(上限2か月分) (5) 礼金 (6) 仲介手数料	(4) 家賃(上限2か月分) (5) 礼金 (6) 仲介手数料

※補助金額の算出において、千円未満の端数は切り捨てとします。

※補助率、補助限度額を超える部分は、申込者の負担となります。

▼補助対象となる空き店舗のイメージ



: 【道路から7 mの1階路面店】補助限度額（40坪未満）150万円（40坪以上60坪未満）200万円（60坪以上）300万円

: 【上記以外の2階～地下1階店舗】補助限度額（一律）100万円

8. 交付の条件



交付の条件に違反した場合、補助金を返還していただくことがあります。

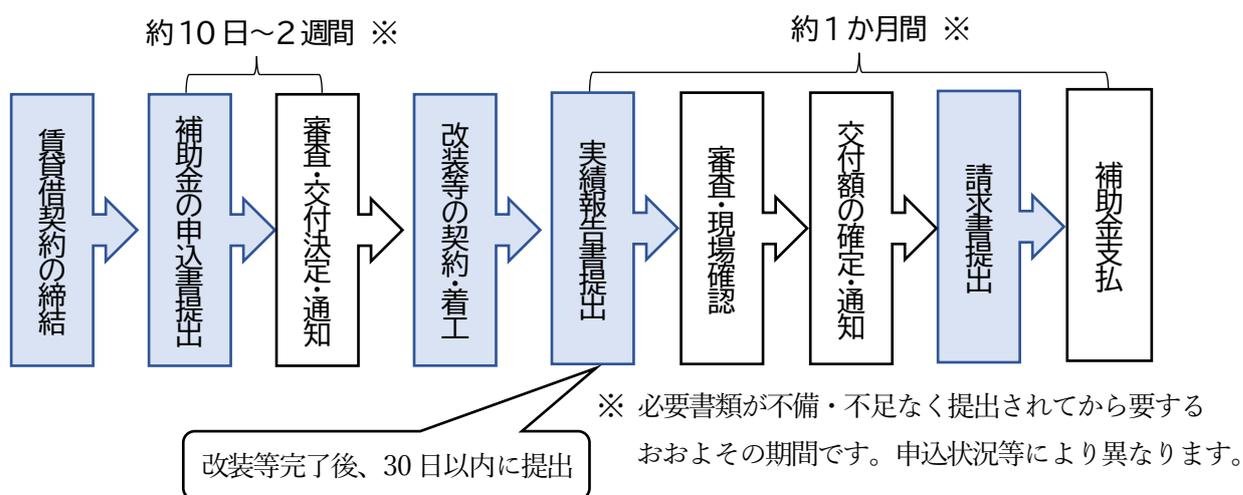
- (1) 遅くとも交付確定の日から30日以内に当該店舗にて事業活動を開始すること
⇒「交付確定の日」とは、「7. 申込のながれ」にある「交付額の確定・通知」の日を指します。
- (2) 当該店舗にて事業活動を開始した日から24月以内に事業廃止、移転、譲渡等をしないこと
- (3) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 補助事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (7) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (8) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (9) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (10) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、取得し、又は効用の増加があったときから2年間、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (12) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (13) 取得財産等は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこととし、当該管理運営について市長が調査をするときは、これに協力すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守すること。

9. 補助金等の返還

- (1) 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (2) 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。

10. 申込のながれ



11. 申込方法

【提出書類】

- 熊本市新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業費補助金に係る交付申込書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号-1）
- 空き店舗の位置図（様式第3号）
- 誓約書及び同意書（様式第4号-1）
- 代表者・役員等名簿及び照会承諾書（様式第5号）
- 空き店舗の改装に係る図面
- 空き店舗の改装に係る経費の工事内訳及び工期を明記した2者以上の見積書の写し
- 空き店舗の現状（着工前の内観・外観）の写真
- 空き店舗と往来が可能な道路と店舗の位置関係が分かる写真
- 直近の確定申告書（個人事業主）又は決算書（法人）の写し（ただし、創業間もない者又は創業予定者であって直近の事業収入が存在しない場合は不要）
- 空き店舗に係る賃貸借契約書の写し（ただし、空き店舗の所有者本人等であって賃貸借契約を締結しない場合は不要）
- （空き店舗で営む事業が小売業、飲食業、サービス業に該当しない場合）商店街団体の推薦書（様式第13号）

※申込書の各様式は、熊本市ホームページよりダウンロードしてください。

※提出書類は、提出前にコピーし、控えとしてお持ちください。

書類不備や不足の電話連絡や、補助金交付決定後にご提出いただく実績報告書類の作成時に必要となります。

相談無料♪

申込書の記載方法がご不明な場合は、くまもと森都心プラザ内のビジネス支援センターで
中小企業診断士が無料で書き方をアドバイスします。是非ご利用ください。

くまもと森都心プラザ2F ビジネス支援施設 XOSS POINT.

場所：熊本市西区春日1丁目14-1

お問い合わせ：096-355-7402

受付時間：平日・土曜日 10:00～19:00

日曜・祝日 10:00～17:00



12. 提出先・お問合せ先

熊本市経済観光局 商業金融課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL：096-328-2424

FAX：096-324-7004

⇒熊本市ホームページにQ&Aを掲載しています。

詳しくは、
熊本市ホームページを
ご確認ください。

